

「チャレンジスター ☆ サポーターズ」

会員規約

第1条（名称）

当会は「チャレンジスター ☆ サポーターズ」と称します。

第2条（目的）

当会は、東北の起業家と東北の復興を応援する人達が「つながる」ことから始まる交流の場を、そして東北の起業家の具体的なサポートを通じて、東北の復興を応援する人達が様々な挑戦ができる成長の場を提供することにより、東北の復興、発展に寄与することを目的とします。

第3条（入会）

当会への入会希望者は、本規約を承諾のうえ、当会所定の入会申込書（以下「入会申込書」といいます。）を当会に提出し、第5条に定める年会費（以下「年会費」といいます。）を当会に納付することにより、当会への入会を申し込みます。

- 2 入会希望者は、当会が前項に定める申し込みを承諾した場合、会員資格を取得します。
- 3 前項に基づき会員となった者（以下「会員」といいます。）は、その申し込みに際して当会に納付した年会費が会員資格を取得した日が属する事業年度（当会の事業年度で、その期間は毎年4月～翌年3月までの1年間とします。以下「事業年度」といいます。）の年会費として取り扱われること、以後、新たな事業年度を迎える際には、その入会時期を問わず、第5条の定めに従い、当会に年会費の全額を支払うことを確認します。
- 4 入会希望者は、当会の判断により、当会が第1項に定める申し込みを承諾しないことがあることをあらかじめ承諾します。その場合、当会は、速やかにその旨を入会希望者に通知するとともに、受領した年会費を返還します。なお、返還にかかる費用は入会希望者の負担とします。

第4条（会員活動等）

会員は、当会の活動、イベント等に参加し、また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、電子メール等を介して当会が発信する情報を受信することができます。

- 2 会員は、当会の活動、イベント等への参加を希望する場合、当会所定の手続き（参加料金が発生する場合は、その支払いを含みますがそれに限りません。）を行います。
- 3 会員は、当会の判断により、当会の活動、イベント等に参加できないことがあることをあらかじめ承諾します。その場合、当会は、速やかにその旨を会員に通知します。

第5条（年会費）

会員は、毎年、以下の各号の定めに従い、当会に年会費を納付します。

- (1) 年会費額 : 3,000円

(2) 納付方法 : 当会所定の方法によります(納付にかかる費用は会員負担。)

(3) 納付期限 : 毎年3月末日迄に翌事業年度分の年会費を納付します

2 会員は、その理由の如何を問わず、当会に対して年会費の返還を求めることはできません。但し、第3条第4項に定める場合を除きます。

第6条(入会申込書記載事項の変更)

会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに、当会所定の方法で当該事項を当会に届け出るものとします。なお、当該事項の未届けによる当会からの通知等の不備に関する一切の責任は、会員が負うものとします。

第7条(退会等)

会員が、以下の各号のいずれかひとつにでも該当した場合、当会は、何らの催告を要せず、当該会員の会員資格を停止、廃止し又は剥奪することができます。

(1) 年会費を納付しない等、本規約に違反した場合

(2) 公序良俗に反する行為もしくは法令、条例又は規則に反する行為を行った場合

(3) 当会、他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害する行為を行った場合

(4) 当会、他の会員又は第三者に不利益を与え、もしくは誹謗中傷する行為を行った場合

(5) 当会、他の会員又は第三者に対して政治活動、宗教活動又は営利活動を行い、もしくは当会の活動又はイベント等を利用して政治活動、宗教活動又は営利活動を行った場合。但し、事前に当会が承認した活動は除きます

(6) 反社会的勢力に該当し又は反社会的勢力と関係を有することが判明した場合

(7) 当会の名誉、信用を失墜させる行為があった場合

(8) 会員が死亡し又は居所が不明となった場合

(9) 当会の目的に賛同せず又は目的に反する行為を行った場合

(10) その他、当会が会員として不適当と判断した場合

2 会員は、前項の定めにかかわらず、当会に書面で通知することにより、いつでも当会を退会することができます。

3 会員は、第1項又は前項に基づき、会員資格を失い又は当会を退会した場合でも、当会に対して年会費の返還を求めることはできません。

4 会員は、第1項又は第2項に基づき、会員資格を失い又は当会を退会した場合で、且つ、当会に対し債務を負担していた場合、当該債務を速やかに清算します。

第8条(名称、商号及び商標等の利用)

会員は、当会の名称、商号及び商標等を利用する場合、必ず事前に当会の書面による承諾を得るものとし、無断で当該名称、商号及び商標等を利用しないものとします。

第9条（情報管理）

会員は、当社が作成し又は発行した一切の資料又はデータ等（プレゼン資料、会員リストの一部又は全部の情報を含みますがそれに限りません。）につき、当社の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡、売却し又は公表しないものとします。

第10条（規約の追加）

本規約に定めのない事項で、且つ、必要と判断される事項については、当社で協議のうえ、順次、本規約に追加します。

第11条（専属的合意管轄裁判所）

会員は、本規約につき争いが生じた場合、その訴額に応じ東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上